

国立大学法人愛知教育大学役員退職手当規程

2004年 4月 1日

規程第 22 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）第35条の規定により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条の規定に基づき、国立大学法人愛知教育大学の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職（死亡及び解任された場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の報酬の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第4条第1項及び第7条第2項の規定により、引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの報酬の月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項に規定する退職手当の額は、当該役員の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(退職手当の額の調整)

第2条の2 当分の間、退職手当の額は、前条の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じた時は1月と計算する。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(在職期間の計算等の特例)

第4条 役員のうち、学長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条ただし書きの適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に定める。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は第3項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は、支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額につ

いては、第2条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、学長が別に定める。

（職員との在職期間の通算）

第5条 役員が、引き続いて職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

2 役員が引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

（職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例）

第6条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、役員退職時の本給月額に、役員としての引き続いた在職期間を[国立大学法人愛知教育大学職員退職手当規程第9条](#)に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。

2 前項の役員に対する退職手当の額については、当該役員の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

（再任等の場合の取扱い）

第7条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

2 第4条第1項及び前項後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者に支給する退職手当の額は、それぞれの役職の在職期間ごとに算定した額の合計額とする。この場合において、退職手当の額の算定の基礎となる本給月額はすべての役職を退職した日におけるそれぞれの役員の本給月額とする。

（退職手当の支給）

第8条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員が国大法第17条第2項の規定により解任されたとき（同項第1号の規定により解任されたときは除く。）は当該役員には退職手当は支給しない。

（退職手当の返還請求等の取扱い）

第9条 退職手当の返還請求等の取扱いについては、[国立大学法人愛知教育大学職員退職手当規程第13条](#)から[第19条](#)の規定を準用する。

（遺族の範囲及び順位）

第10条 第8条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者に退職手当を支給する場合の順位にあつては、前項各号の号数の昇順とし、同項第

2号及び第4号に掲げる者に支給する場合にあっては、当該各号に掲げる順によるものとする。この場合において、父母については、養父母が実父母に先位し、祖父母については、養父母の父母が実父母の父母に先位し、父母の養父母が父母の実父母に先位するものとする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 役員を故意に死亡させた者

二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第12条 退職手当の支給手続その他実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2009年規程第38号)

この規程は、2009年6月23日から施行し、2009年4月1日から適用する。

附 則 (2013年規程第2号)

(施行及び適用日)

1 この規程は、2013年1月29日から施行し、2013年1月1日から適用する。

(経過措置)

1 改正後の第2条の2の規定の適用について、同条中「100分の87」とあるのは、2013年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、2013年10月1日から2014年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則 (2018年規程第6号)

この規程は、2018年2月1日から施行する。